

熊本県森林災害復旧事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、平成16年発生台風18号により被害を受けた森林の災害復旧を図るため、森林災害復旧事業を実施する市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の交付申請書（規則第13条の実績報告を兼ねる。）は、別記第1号様式とし、補助対象事業が完了したのち提出するものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

（1）施行箇所総括位置図（2万5千分の1又は5万分の1の管内図に施行箇所の位置を図示したもの。）

（2）施業図（別記第2号様式）

（3）施行箇所位置図（別記第3号様式）

（4）作業路を開設した場合にあっては、その設計書

（5）着工前及び完了時の写真

3 第1項に定める申請書の提出部数は、2部（熊本市にあっては1部）とし、添付書類の提出部数は、1部とする。

4 関係書類の提出期限は、原則として次のとおりとする。

区分	提出期限
前期	6月30日
中期	9月30日
後期	2月28日

5 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、第1項の申請をするに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計

額に、補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。) が明らかな場合は、当該消費税等相当額を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、熊本県補助金等交付規則、熊本県森林災害復旧事業補助金交付要項及び熊本県森林災害復旧事業実施要領（以下「要領」という。）に従わなければならない。
- (2) 補助金の交付の対象となった造林地につき、成林に必要な補植及び下刈等の保育を行うこと。
- (3) 当該造林地における事業が、跡地造林の場合は、森林国営保険に10年以上加入すること。
- (4) 当該造林地における事業が、被害木等の整理の場合は、跡地造林と一体的に行うものであること。
- (5) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間管理保管しなければならない。
- (6) 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (7) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでないため、これを含めて申請したときは、補助金の交付決定後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(交付決定及び確定の通知等)

第5条 知事は、第3条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類検査及び現地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、補助金の額を確定するものとする。

- 2 第1項の規定による交付決定及び額の確定の通知は、補助金交付決定及び確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。
- 3 知事は、第3条第5項の規定による当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額について減額して交付申請がなされた場合にあって、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等相当額を減額して交付決定を行うものとする。
- 4 知事は、第3条第5項のただし書きにより補助金の交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときに当該消費税等相当額を減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金は、精算払により交付する。

(補助金の請求)

第7条 規則第16条第1項の規定による請求書は、別記第5号様式によるものとする。

(補助金の返還等)

第8条 補助事業者は、補助事業の施行地を、事業完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、森林以外の用途へ転用される場合を含む。）し、又は補助事業の施行地上の立木竹を全面伐採除去する場合には、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る補助事業の施行地につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。

- 2 当事業で開設し、又は改良した作業路等について、当該作業路に係る災害復旧計画期間内にその全部若しくは一部を転用し、若しくは用途変更しようとするとき、又は補助目的を達成することが困難となるときには、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。
- 3 当事業で開設し、又は改良した作業路の利用区域内で行う被害木の整理及び倒木起こしについて、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該作業路につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。
- 4 補助事業者は、知事が要領第7に定める森林災害復旧事業補助全体計画の承認を取り消したときは、交付を受けた補助金の額と当該事業以外の事業として査定した補助金の額との差額を返還しなければならない。
- 5 公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため、補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に森林以外の用途へ転用等する場合には、第1項から第3項までの規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができるものとする。
- 6 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、当該事業主体に係る申請書に原則課税業者と明記しなければならない。この場合にあっては、当該消費税等相当額に相当する補助金は交付しない。
- 7 前項以外の補助事業者にあっては、補助金交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 8 第1項の規定により補助事業者が知事に補助金を返還する場合には、次に掲

げる書類を提出するものとする。

- (1) 森林の転用届出書 別記第7号様式
- (2) 補助金交付申請書 (写)
- (3) 補助金交付決定及び額の確定通知書 (写)
- (4) 林地開発許可関係書類 (写)

(証拠書類の保管期間)

第9条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年間とする。

(書類の経由)

第10条 補助事業者が規則又はこの要項に基づき知事に提出する書類は、所管地域振興局長を経由するものとする。ただし、熊本市にあっては林務水産部長を経由して提出するものとする。

(雑 則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年5月9日から施行し、平成17年度事業から適用する。

別記第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

住 所

申請者

氏 名

印

平成 年度 期森林災害復旧事業補助金交付申請書

別紙のとおり森林災害復旧事業を終了しましたので、補助金を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県森林災害復旧事業補助金交付要項第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

別記第2号様式（第3条関係）

施業図

施行市町村	事業の種類	整理番号	林班	小班
施行地の地名（フリガナ）		所有者住所（市町村名）	所有者氏名（フリガナ）	面積(ha)

縮尺 _____

- (注) 1 面積の測定は原則としてポケットコンパス等による実測とするが、森林基本図及び正射投影写真平面図を用い、現地において要点間の測量により作成した図面（実測と同等の精度が得られるもの）で算出することもできる。
- 2 実測を行った際の測点番号、植栽樹種及び本数を明記するとともに、前生の樹種・林齡、隣接地の地況及び林道等についてできるだけ記載すること。

別記第3号様式（第3条関係）

施 行 箇 所 位 置 図

施行市町村	類型区分	整理番号	氏名(フリガナ)	森林計画図番号	林班	小班
	跡地造林					

森林計画図

（注）1 施行地点を含む森林計画図を複写し、施行地を赤の実線で囲む。

2 図面の大きさは原則としてA4版とする。

別記第4号様式（第5条関係）

第
年 月
号 日

（補助事業者） 様

熊本県知事

印

平成 年度 期森林災害事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度
期森林災害復旧事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定
により、下記の条件をつけて金 円（内訳は、別紙「森林災害復
旧事業補助金内訳書」のとおり）を交付し、併せて同規則第14条の規定により
同額に確定したので通知します。

記

（補助の条件）

- 1 補助事業者は、熊本県補助金等交付規則、熊本県森林災害復旧事業補助金交
付要項、熊本県森林災害復旧事業実施要領に従わなければならない。
- 2 補助金の交付の対象となった造林地につき、成林に必要な補植及び下刈等の
保育を行うこと。
- 3 当該造林地における事業が、跡地造林の場合は、森林国営保険に10年以上
加入すること。
- 4 当該造林地における事業が、被害木等の整理の場合は、跡地造林と一体的に
行うものであること。
- 5 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入
及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間管理保
管しなければならない。
- 6 知事は、補助事業者が知事の付した条件に違反した場合は、補助金の交付の
決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 7 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入
に係る消費税等相当額が明らかでないため、これを含めて申請したときは、補
助金の交付決定後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等相当額が
確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還
命令を受けて、これを返還しなければならない。

別記第5号様式（第7条関係）

平成 年度 期森林災害復旧事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった平成 年度 期森林災害復旧事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び熊本県森林災害復旧事業補助金交付要項第7条の規定により請求します。

記

請求額 金

円

（債権債務者登録済団体は記入不要）

口座振替払	銀行	支店
口座番号		
口座名義		

年 月 日

（補助事業者）住 所
氏 名

印

熊本県知事

様

別記第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事

様

住 所

氏 名

印

平成 年度 期森林災害復旧事業補助金に係る消費税等相当額の確定
に伴う報告書

熊本県森林災害復旧事業補助金交付要項第8条第8項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）	円
2 補助金の確定時における消費税等相当額	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税等相当額	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	円

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5%相当額が消費税等相当額による減額等の対象額ではない。

別記第7号様式（第8条関係）

年 月 日

熊本県知事

様

住 所
氏 名

印

森林の転用届出書

熊本県森林災害復旧事業補助金交付要項第8条第8項の規定により、下記のとおり森林以外の用途へ転用したいので届け出ます。

記

森林の転用を行う目的及び理由				
補助金交付年度	造林事業補助に係る森林の所在地	面 積 (ha)	森林の転用の対象となる森林の所在地	面 積 (ha)

